

令和 8 年 4 月 農業委員会総会

令和 8 年 4 月 6 日（月）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 3 時から午後 4 時 3 0 分まで

1. 出席者

<農業委員>

1 番	宮 田 早 苗	5 番	石 渡 潤 一
2 番	京 増 孝 一	6 番	相 京 文 夫
3 番	飯 田 隆 男	7 番	木 我 恭 子
4 番	藤 崎 茂	8 番	石 橋 義 弘

<農地利用最適化推進委員>

竹 尾 謙 一	篠 原 庄 一
斉 藤 孝 壹	大 塚 浩
小 坂 和 男	小 島 儀 彦

2. 欠席者（農業委員）

な し

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・大坂主査（書記）・綿貫主査補

4. 新体制紹介について 農業委員会事務局及び経済環境課職員（総会前）

5. 議 題

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請について（2 件）
第 2 号議案	農地法第 5 条許可申請について（3 件）

6. 専決処理報告 農地法第 5 条の届出について（1 件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和8年4月6日（月）

中村事務局長 ただいまより令和8年4月の農業委員会総会を開会させていただきます。
それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

＜飯田会長あいさつ＞

飯田 会長 本日は天気も良いですが、総会に出席いただきましてありがとうございます。
ます。皆さん今日はよろしくお祈いします。4月からは、新体制で行います
ので挨拶等もございます。会議を進めていきたいと思ひます。

中村事務局長 ありがとうございます。
次第にはございせんが、4月1日付けで職員の異動がありましたので新体制に
ついてご紹介させていただきます。始めに、農業委員会事務局で職員の異動があ
りましたのでご挨拶させていただきます。

＜税務住民課から農業委員会事務局 中村局長＞

＜経済環境課農政振興班から農業委員会事務局 大坂主査

※経済環境課農政振興班と併任＞

＜農業委員会事務局 綿貫主査補＞

中村事務局長 続きまして、経済環境課で職員の異動がありましたのでご挨拶いただきます。
＜経済環境課 殿城課長＞
＜税務住民課から経済環境課農政振興班 中山副主幹＞
＜経済環境課農政振興班 加納主事＞

中村事務局長 ありがとうございます。以上で新体制紹介を終了とさせていただきます。
続きまして、次第の3、議題ですが、事前にお伝えしたとおり、転用に係る現地
確認については資料に添付しましたカラーコピー写真に代えさせていただきます
のでご了承ください。それでは議事に移りたいと思ひますが、議事の進行につ
きましては、会議規則によりまして、飯田会長をお願いいたします。

飯田 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は8名中、8名
出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番 京増
孝一委員、4番 藤崎 茂委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を
任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますのでよ
ろしくお祈いします。

飯田 議長 続いて、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、
事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第1号議案 農地法第3条許可申請整理番号1について説明させていただきます

す。資料の 1 ページをご覧ください。譲渡人は中央台 2 丁目在住者・譲受人は上岩橋在住者です。申請地は上岩橋の農地計 2 筆で、地目は田、面積は合計で 1, 509 m²です。作付作目は水稻です。権利の種類等は所有権です。位置については 2 ページの位置図、また、3・4 ページの公図をご覧ください。営農計画書については 5 ページをご覧ください。申請理由は農業経営の規模拡大とのことです。

また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進員 譲渡人は、中央台在住ですが、生まれは上郷の出身です。相続で所有となりましたが、現在は遊休農地状況です。譲受人は、自宅前の土地です。もう一つの筆も自宅から近いですし、遊休農地の解消にもなりますので全く問題はないと思われます。

飯田 議長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田 議長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

飯田 議長 採決の結果、挙手全員のため、第 1 号議案農地法第 3 条許可申請整理番号 1 につきましては、許可することに決定します。

飯田 議長 続いて、第 1 号議案農地法第 3 条許可申請整理番号 2 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第 1 号議案農地法第 3 条許可申請整理番号 2 についてご説明させていただきます。資料の 6 ページをご覧ください。譲渡人は千葉市在住者・譲受人は佐倉市在住者です。申請地は酒々井の農地計 5 筆で、地目は田、面積は 6, 314 m²です。作付作目は水稻です。権利の種類等は所有権です。位置については 7 ページの位置図、8・9 ページの公図をご覧ください。 営農計画書については 10 ページをご覧ください。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいため取得し、耕作面積の規

模拡大を図るためとのことです。なお、譲受人は佐倉市在住者で佐倉市が発行する農業経営実態証明書で自作地・借受地計約16.2haの営農実績を確認済みです。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、〇〇委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については小島委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 〇〇さんは佐倉市で大規模な農家を営んでおり、今回も規模拡大で農機具等も一式揃っていますので特に問題はないと思います。

飯田 議長 続きまして、申請人が町外在住者のため、本日総会に申請代理人を呼んでおりますので、入室させてください。

＜申請代理人 入室＞

飯田 議長 申請代理人の〇〇さんでよろしいですか。

申請代理人 はい。

飯田 議長 今、提出されました農地法3条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

＜申請代理人説明＞

申請代理人 〇〇〇〇の〇〇と申します。不動産売買等の仲介をおこなっております。譲渡人は、耕作が困難となりましたので、〇〇氏に所有権を移転する売買の申請をさせていただきました。

京増 委員 昨年度は、どなたが耕作していましたか？

申請代理人 ずっと何年かは、譲受人の〇〇氏が耕作しています。

飯田 議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田 議長	他にないようですので、質疑を終了します。 代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。 ＜申請代理人 退室＞
飯田 議長	それでは、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。
中村事務局長	挙手全員です。
飯田 議長	採決の結果、挙手全員のため、第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 2 につきましては、許可することに決定します。
飯田 議長	続いて、第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請 整理番号 1 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
中村事務局長	第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請整理番号 1 についてご説明させていただきます。資料の 11 ページをお願いします。譲受人・譲渡人とも千葉市在住者です。申請地は飯積の農地 1 筆で、地目は畑、面積は 373 m ² です。申請理由は専用住宅の建設です。権利の種類は所有権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になくまた、第 3 種農地に該当しないため、第 2 種農地と判断しました。他法令関係については、開発許可申請が令和 8 年 3 月 24 日付で酒々井町まちづくり課に提出されています。地域計画除外関連については、本申請地は酒々井地区の対象地に含まれておりましたが、令和 7 年 10 月 23 日付で除外手続きが完了しております。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和 8 年 5 月 30 日着工予定、令和 8 年 10 月 15 日完了予定です。申請地の位置及び現況については、12 ページの位置図、13 ページの公図、14 ページの写真をご覧下さい。土地利用計画図については 15 ページ、平面図については 16 ページをご覧下さい。事業計画については、17、18 ページをご覧下さい。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・埋立は行わないとのことです。土地選定理由は、隣接地に親族が居住していること、売買について地権者と合意に至ったことから選定したとのことです。汚水・雑排水については下水道に接続するとのことです。また。雨水については敷地内で浸透升により自然浸透とするとのことです。防災計画については、工事中は看板等で告知するとともに、周辺をロープで仕切り安全対策に留意するとのことです。周辺農地の営農条件への被害

防除対策については、隣接地に農地は無いため該当ございません。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田 議長 事務局の説明が終わりましたが地区担当委員の補足説明については、私の方から説明させていただきます。

＜飯田議長説明＞

飯田 議長 この場所は農地の地目になっていますが、整地されて更地になっています。住宅なので特段問題ないと思われます。

飯田 議長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室して下さい。

＜申請代理人 入室＞

飯田 議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

＜申請代理人 応答＞

申請代理人 ○○○○一級建築設計事務所の○○と申します。よろしくお願いします。

飯田 議長 ただ今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

＜申請代理人 説明＞

申請代理人 開発行為を提出しておりまして、隣の○○○番地の土地に息子さんが住んでおり、申請地を購入出来たので家を建てるとのことです。汚水、雑排水については、道路占用申請許可により下水へ放流する。雨排水においては、宅内処理にて対応します。防災計画は、周辺住民に配慮、考察して看板等で告知し現場周辺をロープ等で仕切ります。農業用排水は、隣接地等に存在しません。日照、通風、土砂流出防止等は、隣接地に農地が有りませんので影響は無いと思われます。

飯田 議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

＜質 疑＞

京増 委員 調整区域で何の要件がありますか？

中村事務局長 アパートは市街化区域で1戸と数えて、40戸連たん、市街化区域1キロ以内の場所。公共下水も整備されています。

飯田 議長 他にないようですので、質疑を終了します。
申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

＜申請代理人 退室＞

飯田 議長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

中村事務局長 挙手全員です。

飯田 議長	採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
飯田 議長	続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
中村事務局長	第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてご説明させていただきます。資料の19ページをご覧ください。譲受人は船橋市に住所を有する法人、譲渡人は下岩橋在住者計3名です。申請地は下岩橋の農地計3筆で、地目は田、面積は合計で785㎡です。なお、一体で利用する道路・水路を含めた計画全体の面積は合計で1,152㎡です。本申請に至った経緯については、宗吾参道駅の耐震化構造への改良工事に際し、大型重機及び工事資材の搬入・保管スペースの確保を計画する過程で、本申請地以外に安全な重機搬入ルートが確保できないことから、本申請地を一時的に利用するため農地法5条許可申請に至ったとのことです。権利の種類は賃借権です。立地基準については、本申請地は、第1種農地となりますが、仮設工作物の設置等の一時的な利用に供するために転用が行われ、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合は、例外的に許可できることとされており、本申請はこの規定に該当するものと考えられます。他法令関係については、地域計画関連については、本申請は一時転用であることから、除外手続きは不要となっています。土地改良区との調整については、令和8年3月23日付けで一時転用について問題ない旨の意見書が印旛沼土地改良区より交付されております。隣接する道路・水路の一体での利用については、令和8年3月6日付けで酒々井町まちづくり課より法定外公共物占用許可書が交付されております。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はございません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和8年5月7日着工予定、令和9年3月31日完了予定です。なお、工事完了後は農地に復元予定であり、申請者より農地復元誓約書が提出済みとなっています。申請地の位置及び現況については、20ページの位置図、21ページの公図また、22ページの写真をご覧ください。土地利用計画図については23ページ、本申請地に搬入する資材一覧については24ページ、工程表については25ページをご覧ください。事業計画については、26, 27ページをご覧ください。土地の造成については、申請地の上にプラロード・鉄板を敷設し、その上に重機等を設置するとのことです。な

お、土砂の搬入を行わないため、埋立に関する手続きは不要とのこと。用水については使用いたしません。雨水排水については敷地内の流れを調整し、既存の用水路へ流下するよう調整するとのこと、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、工事中から工事後の原状回復完了までの一連の過程で自然災害及び第三者による災害を防止するよう安全対策に配慮するとのこと。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、農業用水路等への影響防止の徹底・隣接地との境界へのバリケード設置・鉄板の敷設等による雨天時の土砂流出の抑制等により配慮するとのこと。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については相京委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

相京 委員 <相京委員説明>
京成宗吾参道駅の耐震化構造へ改良する一時転用での工事ですので、問題ないと思います。

飯田 議長 続いて、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請人 入室>

飯田 議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請人 <申請人 応答>
〇〇〇〇（株）〇〇と申します。資材置き場の現場代表をしております。よろしくお願いします。

飯田 議長 今、提出されました農地法第5条の許可申請についての審議をしているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請人 <申請人 説明>
当現場は、宗吾参道駅の3番線ホームの一部水路の真横になります。耐震化の工事となりまして水路の一体での工事になります。現場が線路と農地に挟まれているため、改修する重機の搬入が困難なため農地の一時転用の申請をさせていただきました。

飯田 議長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

藤崎 委員 <質 疑>
申請地は、駅のどの辺りに隣接していますか？

申請人 ホームの真横でホーム自体も対象です。

飯田 議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

＜申請人 退室＞

飯田 議長 それでは、これから採決を行います。第２号議案農地法第５条許可申請整理番号２について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

中村事務局長 挙手全員です。

飯田 議長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第５条許可申請 整理番号２につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。続いて、第２号議案 農地法第５条許可申請整理番号３についてを議題とし事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第２号議案 農地法第５条許可申請 整理番号３について説明させていただきます。資料の２８ページをご覧ください。譲受人は広島市に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者計２名です。申請地は、上岩橋の農地２筆で地目は畑、面積は合計で１，０４６㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第３種農地に該当しないため、第２種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工予定、令和８年７月３１日完了予定です。申請地の位置及び現況については、２９ページの位置図、３０ページの公図、３１ページの写真をご覧ください。土地利用計画図については３２ページをご覧ください。事業計画については、３３，３４ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、防草シートを敷設後にパネルの杭を地面に直接打ち込み設置するとのことです。土地選定理由は、主要道路から離れており安全性が高いこと、遊休化した本申請地の有効活用のため太陽光発電施設への転用について地権者との合意に至ったことから選定したとのことです。用水については使用いたしません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、工事中は通行人の妨げにならないように安全管理を徹底し、工事後は遠隔監視システム及びフェンスの設置により安全管理を徹底するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、隣接地に農地は無いものの、パネルの配置や角度の配慮により周囲に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については、譲渡人が〇〇委員のため、〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇 委員 <〇〇委員説明>
〇〇の畑なのですが、しばらくの間ずっと休耕地で草刈りのみを行っていた状況です。周りにも太陽光発電がありますので、〇〇も話しに乗ったということです。

飯田 議長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。
<申請代理人 入室>

飯田 議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 <申請代理人 応答>
千葉県行政書士会の〇〇と申します。〇〇〇〇さんから代理人として指定されております。

飯田 議長 今、提出されました農地法５条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 <申請代理人 説明>
事業主体は、〇〇〇〇が請け負います。現在、千葉県内に太陽光９カ所の発電所があり、〇〇〇〇に売電します。防草シートに杭を打ち込み、境界までギリギリまで貼ります。発電パネルは１３２枚設置します。パワーコンディショナーは、パネル下に９台置きます。耐用年数は２５年です。フェンスは、隣地境界線より１ｍ内側に設置します。税抜きで約１１円です。年間発電量は、７４．３０４ｋＷｈｒです。防草シートを貼りますので草刈りは、年１回の予定で常時行います。遠隔監視システムにより、判断します。点検については、年１回の予定です。

飯田 議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

藤崎 委員 <質 疑>
敷地内に車の駐車場は、確保してありますか？

申請代理人 若干隙間が空いていますので、車は駐車出来ると思います。

宮田 委員 防草シートは、どのくらいの厚さの物を使うのですか？量販店で売っている物なのか厚手のものなのか？

申請代理人 防草シートは、厚みが０．４８ミリです。もしも草が伸びてしまっても草刈りは、常時行います。遠隔監視システムで判断して、常時行います。

飯田 議長 他にないようですので、質疑を終了します。
申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

<申請代理人 退室>

飯田 議長 それでは、採決に移りたいと思いますが、整理番号3については譲渡人が〇〇委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、採決前に退室願います。

＜〇〇委員 退室＞

飯田 議長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員 です。

飯田 議長 採決の結果、挙手全員ですので、農地法第5条許可申請整理番号3につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯田 議長 〇〇委員には、入室してもらって下さい。
＜〇〇委員 入室＞

飯田 議長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

中村事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の35ページをご覧ください。譲受人は上岩橋に住所を有する法人、譲渡人は東京都豊島区在住者他の共有者2名です。届出地は上岩橋の農地1筆で、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は16㎡です。今回の届出に至った経緯については、今回の届出地は現況が既に店舗用地の一部となっているものの登記地目が田のまま変更されていなかったことから、登記地目を変更するため届出に至ったとのことです。位置については、36ページの位置図と37ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和8年3月26日付け、酒農委第5号の19で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田 議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら願います。

＜質 疑＞

飯田 議長 特にならなければ、専決処理報告ですのでよろしくお願いします。

飯田 議長 次に、その他について、事務局より何かありましたら願います。

＜農業委員会だよりの発行について＞
＜令和7年度活動記録ノート回収について＞
＜その他＞

飯田 議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 5月7日の木曜日はいかがでしょう。

飯田 議長 ただ今、7日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。
特にないようなので、来月の総会は、7日の木曜日で決定させていただきます。
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 長時間の審議お疲れさまでした。それでは、これで4月の総会を閉会いたします。